



介護予防・日常生活支援総合事業に関する事業者説明会

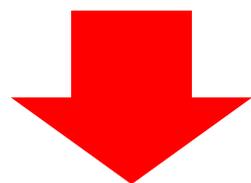
2.(1)② 報酬算定の方法について

高齢社会課 介護保険係



平成29年4月から

- ・使用するサービスコードが変わる
※別冊「鳥取市総合事業サービスコード表」参照
- ・国保連合会への請求の流れは変わらない



総合事業移行期間(平成29年度)中は、予防給付の請求と総合事業の請求が混在するため注意！！

【訪問介護相当サービス】

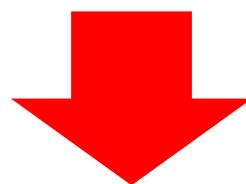
区分	市内事業者		市外事業者	
	申請・届出	サービスコード	申請・届出	サービスコード
H27.3.31までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者	不要	A1	不要	A1
H27.4.1～H29.3.31の間に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者 及び H29.4.1以降に訪問介護の指定を受けた事業者	要申請	A2	要申請	A2

【通所介護相当サービス】

区分	市内事業者		市外事業者	
	申請・届出	サービスコード	申請・届出	サービスコード
H27.3.31までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者	要届出	A6	要届出	A6
H27.4.1～H29.3.31の間に介護予防通所介護の指定を受けた事業者 及び H29.4.1以降に通所介護又は地域密着型通所介護の指定を受けた事業者	要申請	A6	要申請	A6

平成29年4月から

- ・1回当たりの報酬単価(回数単価)を用いる
※別冊「鳥取市総合事業サービスコード表」参照
- ・国保連合会への請求の流れは変わらない



- ・実績により回数と月額を使い分けが必要！
- ・予防給付と総合事業の請求が混在！

介護予防訪問介護	訪問介護相当サービス
月額包括報酬	<u>1回当たりの報酬単価</u>
要支援1・2 週1回程度 1,168単位/月	要支援1・2、 <u>事業対象者</u> 週1回程度 <u>266単位/回</u> <u>※月4回超</u> 1,168単位/月
要支援1・2 週2回程度 2,335単位/月	要支援1・2、 <u>事業対象者</u> 週2回程度 <u>270単位/回</u> <u>※月8回超</u> 2,335単位/月
要支援2 週3回以上 3,704単位/月	要支援2 週3回以上 <u>285単位/回</u> <u>※月12回超</u> 3,704単位/月
	<u>要支援1・2、事業対象者</u> <u>20分未満身体</u> 165単位/回

介護予防通所介護		通所介護相当サービス	
月額包括報酬		<u>1回当たりの報酬単価</u>	
要支援1	1,647単位/月	要支援1、 <u>事業対象者</u>	
		週1回程度	<u>378単位/回</u>
		<u>※月4回超</u>	1,647単位/月
要支援2	3,377単位/月	<u>要支援2</u>	
		週1回程度	<u>378単位/回</u>
		<u>※月4回超</u>	1,647単位/月
		週2回程度	<u>389単位/回</u>
		<u>※月8回超</u>	3,377単位/月

請求のための算定単位数の決定は、

「支給区分」と「制限回数」で判断

支給区分… 1週間あたりのサービス提供頻度

※介護度と事業所の変更は関係ない

制限回数…

支給区分	制限回数
週1回程度	回数単価 ≤ 4回 < 月額報酬
週2回程度	回数単価 ≤ 8回 < 月額報酬
週3回程度 ※訪問のみ	回数単価 ≤ 12回 < 月額報酬

※支給区分は計画、制限回数は実績に基づく

(例1)週1回程度の利用者に、1月に4回サービスを提供

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13				17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

支給区分	制限回数
週1回程度	回数単価 ≤ 4回 < 月額報酬
週2回程度	回数単価 ≤ 8回 < 月額報酬
週3回程度	回数単価 ≤ 12回 < 月額報酬

➡ 訪問型サービスⅣ 266単位/回 × 4回 = 1,064単位

(例2)週1回程度の利用者に、1月に5回サービスを提供

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1 ●	2	3	4	5
6	7	8 ●	9	10	11	12
13	14	15 ●	16	17	18	19
20	21	22 ●	23	24	25	26
27	28	29 ●	30	1	2	3

支給区分	制限回数
週1回程度	回数単価 ≤ 4回 < 月額報酬
週2回程度	回数単価 ≤ 8回 < 月額報酬
週3回程度	回数単価 ≤ 12回 < 月額報酬

➡ 訪問型サービス I 1,168単位

(例3)週2回程度の利用者に、1月に8回サービスを提供

日	月	火	水	木	金	土								
30	31	1	2	3 ●	4	5								
6	7 ●	8	9	10 ●	11	12								
13	14 ●	15	16	17 ●	18	19								
20	21 ●	22	23	24 ●	25	26								
27	28 ●	29	30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給区分</th> <th>制限回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>回数単価≤4回<月額報酬</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>回数単価≤8回<月額報酬</td> </tr> <tr> <td>週3回程度</td> <td>回数単価≤12回<月額報酬</td> </tr> </tbody> </table>		支給区分	制限回数	週1回程度	回数単価≤4回<月額報酬	週2回程度	回数単価≤8回 <月額報酬	週3回程度	回数単価≤12回<月額報酬	
支給区分	制限回数													
週1回程度	回数単価≤4回<月額報酬													
週2回程度	回数単価≤8回 <月額報酬													
週3回程度	回数単価≤12回<月額報酬													

➡ 訪問型サービス V $270\text{単位/回} \times 8\text{回} = 2,160\text{単位}$

(例4)週2回程度の利用者に、1月に9回サービスを提供

日	月	火	水	木	金	土								
30	31	1 ●	2	3 ●	4	5								
6	7	8 ●	9	10 ●	11	12								
13	14	15 ●	16	17 ●	18	19								
20	21	22 ●	23	24 ●	25	26								
27	28	29 ●	30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給区分</th> <th>制限回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>回数単価≤4回<月額報酬</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>回数単価≤8回<月額報酬</td> </tr> <tr> <td>週3回程度</td> <td>回数単価≤12回<月額報酬</td> </tr> </tbody> </table>			支給区分	制限回数	週1回程度	回数単価≤4回<月額報酬	週2回程度	回数単価≤8回<月額報酬	週3回程度	回数単価≤12回<月額報酬
支給区分	制限回数													
週1回程度	回数単価≤4回<月額報酬													
週2回程度	回数単価≤8回<月額報酬													
週3回程度	回数単価≤12回<月額報酬													

➡ 訪問型サービスⅡ 2,335単位

(例5)例4の**実績が3回**となった場合

日	月	火	水	木	金	土								
30	31	1 ●	2	3 ●	4	5								
6	7	8 ●	9	10 ●	11	12								
13	14	15 ●	16	17 ●	18	19								
20	21	22 ●	23	24 ●	25	26								
27	28	29 ●	30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給区分</th> <th>制限回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週1回程度</td> <td>回数単価 ≤ 4回 < 月額報酬</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>回数単価 ≤ 8回 < 月額報酬</td> </tr> <tr> <td>週3回程度</td> <td>回数単価 ≤ 12回 < 月額報酬</td> </tr> </tbody> </table>			支給区分	制限回数	週1回程度	回数単価 ≤ 4回 < 月額報酬	週2回程度	回数単価 ≤ 8回 < 月額報酬	週3回程度	回数単価 ≤ 12回 < 月額報酬
支給区分	制限回数													
週1回程度	回数単価 ≤ 4回 < 月額報酬													
週2回程度	回数単価 ≤ 8回 < 月額報酬													
週3回程度	回数単価 ≤ 12回 < 月額報酬													

➡ 訪問型サービス V 270単位/回 × 3回 = 810単位

(例1)週1回程度の利用者に、1月に4回サービスを提供

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13				17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

支給区分	制限回数
週1回程度	回数単価 ≤ 4回 < 月額報酬
週2回程度	回数単価 ≤ 8回 < 月額報酬
週3回程度	回数単価 ≤ 12回 < 月額報酬

注: 上記の表において、木曜日の3日、10日、17日、24日に黒丸が描かれ、これらがサービス提供日であることを示しています。また、この4日間の木曜日を括弧で囲み、制限回数4回に一致していることが示されています。

➡ 通所型独自サービス1回数 378単位/回 × 4回 = 1,512単位

(例2)週1回程度の利用者に、1月に5回サービスを提供

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1 ●	2	3	4	5
6	7	8 ●	9	10	11	12
13	14	15 ●				
20	21	22 ●				
27	28	29 ●	30	1	2	3

支給区分	制限回数
週1回程度	回数単価 ≤ 4回 < 月額報酬
週2回程度	回数単価 ≤ 8回 < 月額報酬
週3回程度	回数単価 ≤ 12回 < 月額報酬

➡ 通所型独自サービス1 1,647単位

(例3)週2回程度の利用者に、1月に8回サービスを提供

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3 ●	4	5
6	7 ●	8	9	10 ●	11	12
13	14 ●	15	16	17 ●	18	19
20	21 ●	22	23	24 ●	25	26
27	28 ●	29	30			

支給区分	制限回数
週1回程度	回数単価≤4回<月額報酬
週2回程度	回数単価≤8回 <月額報酬
週3回程度	回数単価≤12回<月額報酬

➡ 通所型独自サービス2回数 389単位/回×8回=3,112単位

(例4)週2回程度の利用者に、1月に9回サービスを提供

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1 ●	2	3 ●	4	5
6	7	8 ●	9	10 ●	11	12
13	14	15 ●	16	17 ●	18	19
20	21	22 ●	23	24 ●	25	26
27	28	29 ●	30			

支給区分	制限回数
週1回程度	回数単価 ≤ 4回 < 月額報酬
週2回程度	回数単価 ≤ 8回 < 月額報酬
週3回程度	回数単価 ≤ 12回 < 月額報酬

➡ 通所型独自サービス2 3,377単位

(例5)例4の実績が3回となった場合

日	月	火	水	木	金	土	
30	31	1 ●	2	3 ●	4	5	
6	7	8 ●	9	10 ●	11	12	
13	14	15 ●	16	17 ●	18	19	
20	21	22 ●	23	24 ●	25	26	
27	28	29 ●	30				
				支給区分		制限回数	
				週1回程度		回数単価 ≤ 4回 < 月額報酬	
				週2回程度		回数単価 ≤ 8回 < 月額報酬	
				週3回程度		回数単価 ≤ 12回 < 月額報酬	

➡ 通所型独自サービス2回数 389単位/回 × 3回 = 1,167単位

(例1)週1回のサービス利用の予定が7回となった場合

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3 ●	4	5
6	7	8	9	10 ●	11	12
13	14	15 ●	16	17 ●	18	19
20	21	22 ●	23	24 ●	25	26
27	28	29 ●	30			

支給区分	制限回数
週1回程度	回数単価 ≤ 4回 < 月額報酬
週2回程度	回数単価 ≤ 8回 < 月額報酬
週3回程度	回数単価 ≤ 12回 < 月額報酬


訪問型サービス I 1,168単位
通所型独自サービス1 1,647単位

次のサービスを受けている間は算定不可

- ① 介護予防短期入所生活介護
- ② 介護予防短期入所療養介護
- ③ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ④ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護

※ **月額報酬単価**で請求する場合、
上記利用期間を除き **日割り請求**を行う必要

- ・ 月額報酬単価で請求する場合のみ
日割り請求を行う可能性がある

※回数単価で請求する場合は関係ない

支給区分	制限回数
週1回程度	回数単価 ≤ 4回 < 月額報酬
週2回程度	回数単価 ≤ 8回 < 月額報酬
週3回程度 ※訪問のみ	回数単価 ≤ 12回 < 月額報酬

- ・日割り請求の該当事由は手引きを参照
- ・月途中の開始事由と月途中の終了事由に、「利用者との**契約開始・契約解除**」が加わる
 - ※利用者が亡くなられた場合は**契約解除の取扱いに準じ**、死亡日を起算日とする(別冊算定例P8)
- ・報酬＝日額単位数×サービス算定対象期間
 - ※サービス算定対象期間
 - ・月途中の開始…起算日から月末までの期間
 - ・月途中の終了…月初から起算日までの期間

1. 月途中で要支援⇒要介護に区分変更

例2

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8				12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

①支給区分が週1回程度のサービスを月に5回利用
 ②月途中で利用者と契約解除
 契約解除
 契約締結
 認定 (要介護2)

➡ 日割り計算を行う(起算日＝契約解除日)

1. 月途中で要支援1⇒要介護2に区分変更

例2

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1 認定 要支援1	2 ●	3	4	5
6	7	8	9 ●			
13	14	15 区分変更 要支援2	16 ◎	17	18	19
20	21	22	23 ◎	24	25	26
			30 ◎	1	2	3

①支給区分が週1回程度のサービスを月に5回利用
※介護度の変更は関係ない

②月途中で介護度が区分変更

日割りの開始と終了の起算日が同日の場合、終了の起算日は起算日の前日(14日)となる

➡ 日割り計算を行う(起算日＝区分変更日)

2. 月途中で事業所変更

例3

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	①支給区分が週1回程度のサービスを月に5回利用 ※事業所の変更は関係ない			8	9
10	11				12	13
Aと解約			Bと契約		22	23
17	18	19	20	21	29	30
24	②利用者との契約締結・解除が行われている			28		

➡ 日割り計算を行う(起算日＝契約日・解約日)

2. 日割りサービスコードがない加算の取り扱い

例3

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1 ●	2
3	4	5	6	7	8 ●	9
10 Aと解約	11	12	13 Bと契約	14	15 ◎	16
17	18	19	20	21	22 ◎	23
24	25	26	27	28	29 ◎	30

例3では、AもBも運動機能向上加算を提供しているが、日割り計算用サービスコードがない加算のため、変更後のBのみ加算を算定する(手引きP38)

- ①月額単価と回数単価を使い分ける必要
- ②使い分けは、支給区分と制限回数で判断
- ③支給区分は計画、制限回数は実績で判断
- ④支給区分に介護度・事業者の変更は無関係
- ⑤月額単価の場合、日割り計算を行う可能性有

介護予防・日常生活支援総合事業に関する事業者説明会

2.(1)② 報酬算定の方法について

終